

## 目黒区健康教育推進検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 目黒区における児童の健康教育について検討を行うため、目黒区教育委員会に「目黒区健康教育推進検討委員会」(以下「委員会」という。)を設置する。

(検討事項)

第2条 委員会は健康教育の進め方に関する次の事項について検討し、その結果を目黒区教育委員会教育長(以下「教育長」という。)に報告する。

- (1) 健康教育を進めるにあたっての基本的考え方
- (2) 健康教育を進めるための具体的方策
- (3) 興津健康学園のあり方
- (4) その他健康教育の推進に関して必要なこと

(構成員)

第3条 委員会は次に掲げる者のうちから教育長が委嘱する委員をもって構成する。

- (1) 学識経験者
- (2) 医師(学校医)
- (3) 児童の保護者
- (4) 小学校長
- (5) 興津健康学園長
- (6) 区立学校の養護教諭
- (7) 区立学校の栄養職員
- (8) 区職員
- (9) その他教育長が必要と認める者

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により選任する。

2 委員長は委員会を招集し、会議を主宰する。

3 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代理する。

(小委員会)

第5条 委員会は審議の効率的運営を図るため小委員会を置くことができる。

2 小委員会の委員長及び委員は第3条に定める委員のうちから委員長が指名する。

(意見聴取)

第6条 委員長が必要と認めるときは、委員以外の者に対し会議への出席を求め意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 委員会及び小委員会の庶務は、学務課及び指導課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は委員長が定める。

付 則

この要綱は、平成18年9月27日から施行する。